

農業委員会だより

青色申告を始めてみませんか



「青色申告」は、簡易記帳や複式簿記により記帳を行い、その帳簿に基づいて申告をすることで、税金面で有利な特典を受けることができる制度です。

平成26年1月から記帳・帳簿等の保存制度が、事業所得・不動産所得または山林所得を生ずべき業務を行うすべての方に適用されています。

記帳を始めるにあたっては、簡易記帳や複式簿記で記帳し、青色申告を始めてみてはいかががでしょうか。

青色申告の主な特典

◎青色申告特別控除

正規の簿記（一般的には複式簿記）を記帳している方は、一定の要件の下で最高65万円を控除することができます。また、簡易記帳であっても最高10万円を控除することができます。

◎青色事業専従者給与の必要経費算入

事業主と生計を一にする15歳以上の親族で、その事業に専ら従事している人に支払う給与は、支払った給与が労務の対価として適正な金額であれば、全額必要経費に算入することができます。

◎純損失の繰越しと繰戻し等

事業から生じた純損失の金額を翌年以後3年間にわたって、順次

各年分の所得から差し引くことができます。また、前年も青色申告をしている場合は、純損失の繰越しに代えて、その損失額を前年分の所得に繰り戻して控除し、前年分の所得税の還付を受けることもできます。

青色申告をするためには

青色申告をしようとする年の3月15日までに、「所得税の青色申告承認申請書」を所轄税務署に提出する必要があります。

大田原地域農業青色申告会について

大田原地域農業青色申告会は、大田原税務署管内の青色申告をしている農業者で組織されており、農業経営の向上や会員相互の親睦を図ることを目的としています。

主な活動としては、農業簿記記帳指導や確定申告書の提出指導を行っており、税制改正などの情報提供も行っていますので、農業者の方で青色申告をする際には、併せて青色申告会への加入を勧めています。

町には、大田原地域農業青色申告会那須支部がありますので、詳しくは農業委員会事務局へご相談ください。

▼問合せ 農業委員会事務局

☎ 6925

平成26年 農作業標準料金表

平成26年における農作業標準料金を次のとおり決定しましたのでお知らせします。

なお、標準料金ですので、圃場条件や作業の難易度等著しく異なる場合は、相互協議のうえ決定してください。詳しくは農業委員会事務局ホームページにも掲載しています。

へホームページアドレス

<http://www.town.nasujp>

○稲作業等料金(単位:円)

耕起 (10a)	3,500	コンバイン刈取 (10a)	15,000
荒代 (10a)	3,000	乾燥 (30kg)	400
植代 (10a)	4,000	調整 (30kg)	300
育苗 (1箱)	700	粉運搬 (10a)	2,000
田植 (10a)	5,500	牧草刈取 (10a)	2,000
(10a未滿)	7,000	牧草収束 (1個)	1,500
施肥 (10a)	1,200	牧草反転集草 (10a)	1,000
防除 (液・粒・粉剤) (10a)	2,000	サイロ詰込み作業 (10a)	15,000

農地を相続したら

相続により農地を取得した場合は、農業委員会に「農地法第3条の3」の届出をしてください。

農業委員会では、相続した方が地元を離れていて自分では耕作できない場合に、地元で借り手を探すなどのお手伝いをします。

農地法に関する申請締切日 および農業委員会総会の予定

申請締切日	総会日
平成26年3月10日	→平成26年3月28日
平成26年4月10日	→平成26年4月30日
平成26年5月12日	→平成26年5月30日
平成26年6月10日	→平成26年6月30日

※農業委員会の総会で審議される申請書等には、受付の締切日があります。申請される方は申請書およびその内容について、事前に農業委員会にご相談ください。